

養介護事業所等における高齢者虐待等への対応について

入所者・利用者に対する事業所職員からの虐待と思われるケースを発見したら、事業所内外の相談窓口へ連絡してください。

ご連絡いただいた方のお名前は、事業所側には伝えません。
また、「虐待である」という証拠は必要ありません。

事業所職員には、**行政へ連絡する義務**があります。
なお、連絡したことで不利益な待遇を受けないよう、法律で守られています。

「虐待かな?」「虐待になってしまうかも…」

- 入所者・利用者が食事をなかなか食べないので、職員が食事を無理やり口に入れている。
- 金品（現金、宝石類、クレジットカード等）が無くなっている。
- 失禁したことを責めたり、人前でそのことを話して入所者・利用者に恥ずかしい思いをさせたりしている。
- 夜間に巡回するのが面倒だからと正式な手続きを取らずに身体拘束をしていた。

相談・通報等

相談等

事業所外 の相談・通報等受付窓口

福岡市 虐待通報等受付窓口

☎施設系:092-711-4319

☎在宅系:092-711-4257

受付時間:平日の午前9時～午後5時

事業所内 の相談受付窓口

苦情受付窓口

(施設長・生活相談員等)

※詳しい連絡先等は、施設内に掲示されています。

また、契約時に交付された重要事項説明書等にも記載されています。

相談・通報等を受けたら

事実確認

現地調査等により、入所者等の状況や事実関係を確認します。

調査等

虐待事実の有無の判断

確認結果等により、虐待事実の有無を判断します。

虐待や不適切なケアが認められた場合

法令上の権限行使

虐待防止・高齢者保護を図るための関係法令に基づく報告徴収、指導等を行います。

指導等

相談等を受けたら

事実確認

現地調査等により、入所者等の状況や事実関係を確認します。

虐待事実の有無の判断

確認結果等により、虐待事実の有無を判断します。

虐待があった場合

報告・改善

速やかに、報告・改善します。

不適切なケアがあった場合

改善

速やかに、改善します。

◆ 福岡市の**養護者からの虐待**に関する相談・通報窓口 ◆ ※事業所での虐待ではありません

○ 各区役所 地域保健福祉課(権利擁護担当)

・東区(電話:645-1087)・博多区(電話:419-1098)・中央区(電話:718-1110)

・南区(電話:559-5132)・城南区(電話:833-4112)・早良区(電話:833-4362)

・西区(電話:895-7078)

○ 最寄りの「いきいきセンターふくおか」(福岡市地域包括支援センター)

○ 休日・夜間 高齢者虐待通報ダイヤル

電話:0800-123-9563

開設時間:平日 17:00～翌午前9:00、土・日・祝日・年末年始 9:00～翌午前9:00

ー 養介護事業所 ー
高齢者施設(特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム等)、在宅サービス(通所介護、訪問看護、定期巡回サービス等)。



令和7年7月